

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について（変更）

河川管理者
東京都第六建設事務所長

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わい豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

平成23年4月、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占用することができるようになりました。

これを踏まえ、隅田川において台東区から区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第22に基づき、下記のとおり区域を指定します。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

荒川水系一級河川隅田川の河川区域内のうち
別図1から2に示す区域（別図2を追加）

(2) 指定年月日

平成30年3月23日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 区域において占用の許可を受けることができる施設

準則第22第3項に掲げる施設のうち川床施設とする。

(2) 許可方針

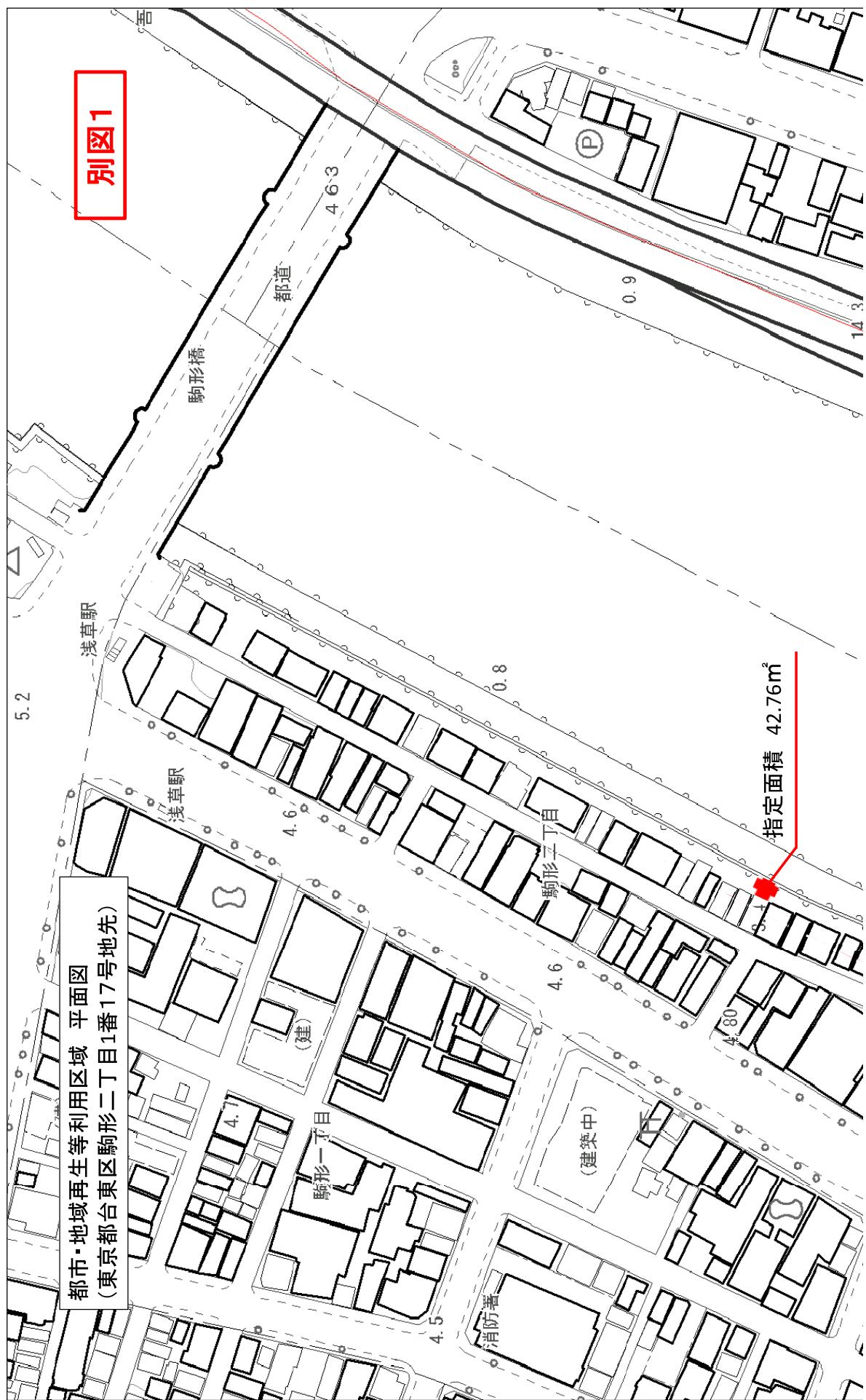
上記(1)に係る占用にあたっては、下記の条件を付して許可するものとする。

ア 区域内における、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の許可（以下「本件許可」という。）は、「隅田川かわてらす社会実験」において適切であると認められた者が運営主体になることを条件とし、原則として、運営主体の変更は行えないものとする。

- イ 本件許可の更新を申請する場合は、地域の合意形成を図ること。
 - ウ 地域貢献策を実施すること。
 - エ 定期的に、川床の運営状況を河川管理者に報告すること。
 - オ 占用に伴う危険を防止するため、施設利用者の安全管理や管理用通路の安全確保のための必要な措置を講じること。
 - カ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じること。
 - キ 洪水、高潮等の緊急時及び河川工事の施工に支障となる場合、占用施設の除去・移転等を行うこと。
 - ク 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合、河川管理者による補償行為は行わない。
 - ケ 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
 - コ 利用者により排出されたゴミ等を定期的に撤去する等、衛生的な環境を維持すること。
 - サ 営業時間は、基本的に、店舗の営業時間に準じることとするが、特に夜間の営業については、近隣に配慮し、必要に応じて見直しを行うこと。
 - シ 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
 - ス 休業日においても、施設の安全性を確保するための措置を講じること。
 - セ 川床の張り出し範囲は、防潮堤天端上までとし、川側壁面より前にでないようにすること。
 - ソ 管理用通路は、現状機能を鑑み、点検手段等の適切な機能確保を行うこと。
 - タ 川床上に照明施設を設置する場合、照度・光線角度等は、近隣住宅に配慮すること。
 - チ 騒音防止策として、必要に応じて防音壁等の対策をとること。
 - ツ デザインや装飾は、隅田川の景観に配慮すること（材質、色、照明等）。また、社会実験時から大幅な変更を行う場合、地域等の合意を得ること。
 - テ 広告物は、隅田川の景観に配慮した自家用広告物に限り、提示できる（東京都屋外広告物条例）。
 - ト 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届けを提出し、原状に回復するものとする。
 - ナ 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。
- 二 次に該当するときは、本件許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生じるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。

- ① 河川法その他の関係法令に違反したとき。
 - ② 本件許可に付した条件に違反したとき。
 - ③ 本件許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。
 - ④ その他河川管理者が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。
- 又 本件許可に伴い生じる占用料は、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。
- ネ 以上の許可条件の他、社会実験の状況等により、改善策の反映を求めるなど、河川管理上必要な条件を付すことがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体 準則第22第4項第2号に掲げる者とする。



別図 2

